

寒川町手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年7月30日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第14号

寒川町手数料条例の一部を改正する条例

寒川町手数料条例(平成12年寒川町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)第11条第1項の規定に基づく通知カードの再交付又は同省令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)」に、「除く。)」を「除く。)」 1枚につき800円」に改め、同号ア及びイを削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の寒川町手数料条例の規定は、令和2年5月25日から適用する。